

# 運転代行適正化と違法行為取り締まり強化 支局・県警に対する全国的な運動展開が必要

(富山地連)

2014年07月25日 運転代行適正化と違法行為取り締まり強化の要請行動

全自交富山地連は7月25日、富山運輸支局に対して運転代行の適正化と取締り強化を要請し、福井運輸局、福井県警の随伴用自動車への乗車禁止を周知する取組を紹介した上で、同様の取組を富山県でも行うよう要望しました。これに対し、富山運輸支局は「平成26年6月にパンフレットを作成し、白タク行為等の防止に向けて運転代行業者に周知徹底を行っています」との回答を得ました。運転代行業者に向けたこのパンフレットでは、「お客さんの代行業者の車（随伴用自動車）への同乗不可！」の見出しで、代行業者の車（随伴用自動車）にお客さんを同乗させることは法律で禁止されていることを周知する内容となっており、具体的に業務の「よい例」と「悪い例」を列記して示し、代行業者がお客さんの車を駐車場等に取りに行き、飲食店等の依頼があった場所から運転代行を開始することが適正な業務形態であることを周知しています。これまでの間、富山地連は富山運輸支局や富山県警に対して運転代行業の違法行為根絶に対する要請行動を粘り強く行ってきたが、その都度、回答は「毎年、立入検査を行なっている」旨でした。この度のパンフレットの作成や配布の回答を得たのは初めてです。

来年度から運転代行業の事務・権限が地方へ移譲されることで、各県公安委員会が認定する運転代行業の違法行為根絶に関する取り組みは、各県警察に対する働きかけがこれまで以上に重要となります。また、事務・権限が移譲された後でも改正法の附帯決議（衆議院・14及び参議院・10）に「国交省は運転代行業者による白タク行為が行われぬよう関係機関と連携して監視・取締りの強化を図ること」が明記されており、運輸支局に対する要請も今後とも強めて行かなければなりません。運転代行適正化と違法行為取締り強化に向けて、支局・県警に対して全国的な運動展開が求められます。

**知っていますか？**

## お客さんの代行業者の車への同乗不可！ (随伴用自動車)

×

代行業者の車(随伴用自動車)

○

お客さんの車

代行業者が、お客さんを代行業者の車(随伴用自動車)に同乗させることは、法律で禁止されています。  
たとえ、わずかな距離であっても同乗はできません。  
\*道路運送法第4条、同法第78条等の違反(3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金等)

適正な利用は「安全・安心」な運転代行サービスの基本です			
良い例	悪い例①	悪い例②	ポイント
<p>出発地 → 乗客地 → 目的地</p> <p>A 飲食店等 B 駐車場 C 自宅(お客さん宅)</p>	<p>① 代行業者が駐車場へ「お客さんの車」を移動に行くと、</p> <p>A 代行業者の車 B 代行業者の車 C 代行業者の車</p> <p>② 代行業者が「お客さんの車」を運送し、お客さんの待つ飲食店等へお迎え</p> <p>A 代行業者の車 B 代行業者の車 C 代行業者の車</p> <p>③ お客さんは「お客さんの車(自分の車)」に乗って自宅(目的地)へ</p>	<p>① お客さんを「代行業者の車」に乗せて駐車場へ、代行業者の運転手とお客が、「お客さんの車」に乗り換えて自宅(目的地)へ</p> <p>A 代行業者の車 B 代行業者の車 C 代行業者の車</p> <p>② 「代行業者の車」にお客さんを乗せて、自宅(目的地)へ</p> <p>A 代行業者の車 C</p>	<p>●お客さんの車 ●代行業者の車(随伴用自動車)</p> <p>●代行業者は飲酒運転できなくなったお客さんに代わって「お客さんの車」を運送。 *随伴用自動車が随伴</p> <p>●お客さんは「代行業者の車(随伴用自動車)」に乗車させてもらいます。</p> <p>●「A. 飲食店等」から、「B. 駐車場」まで「代行業者の車(随伴用自動車)」にお客さんが乗車している。 *タクシー種別行為 *わずかな距離であっても「代行業者の車(随伴用自動車)」にお客さんを乗車させてはなりません</p> <p>●「A. 飲食店等」から、「C. 自宅」まで「代行業者の車(随伴用自動車)」にお客さんが乗車している。 *タクシー種別行為</p>